

# 家畜衛生便り

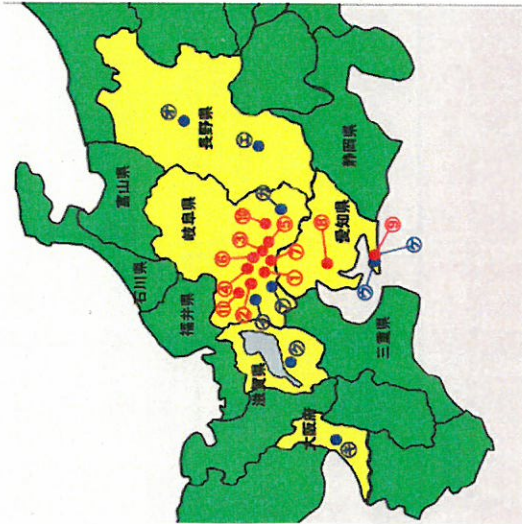
No.348 平成31年3月15日  
 徳島県家畜防疫衛生センター  
 徳島県畜保健衛生所 吉野川庁舎  
 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚  
 TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397  
 西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
 三好郡東みよし町中庄  
 TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

## 豚コレラの国内における発生状況について

平成31年3月7日、岐阜県山県市の養豚農場において、豚コレラの疑似患者（国内11例目）が確認されました。今後も農場の出入時の車両消毒や衛生管理区域専用の服及び長靴の着用、野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いいたします。

### <発生農場の概要>

所在地：岐阜県山県市  
 経営：豚一貫農場  
 飼養頭数：1,507頭（精査中）



## 豚コレラ・アフリカ豚コレラの侵入防止対策を徹底しましょう！

本年9月、日本において26年振り豚コレラが発生しました。近隣国では、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生が継続しており、侵入リスクが高い状況が続いています。

### 衛生管理を徹底しましょう！



関係者以外の農場への立入を禁止

農場(畜舎)に出入りする際には、消毒を実施

飼料に生肉を含む又は含む可能性がある場合は、十分に加熱処理

### 豚コレラ

2018年9月、11月、12月、2019年1月日本で発生

特徴的な症状が無く、気がつきにくい重症です！  
 発熱、食欲不調、元気が消失等、うずくまり、便秘に繼ぐ下痢、呼吸障害等  
 鼻汁を鼻息したら鼻先に腫れしえしえ！



重症例は後額麻痺・運動失調・四肢の激しい痙攣などの神経症状、皮下出血による紫斑(耳翼、尾、腹部、内股部)を呈し死亡。

### アフリカ豚コレラ

2018年8月以降 中国で発生継続

病状は多岐に渡り、暴急性では突然死亡、急性では発熱が見られます。  
 鼻汁を鼻息したら鼻先に腫れしえしえ！



病状は多岐に渡り、暴急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。暴急性では突然死亡、急性では発熱(40~42℃)、皮下出血、脾臓の腫大、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近い。

写真出典：国立研究開発法人農畜食品安全保障研究所動物衛生研究部門

詳細情報はこちら(農林水産省HP)

アフリカ豚コレラについて



# 安全・安心な畜産物生産のため動物用医薬品や飼料の適正な使用に努めましょう！

## 1 動物用医薬品の使用について

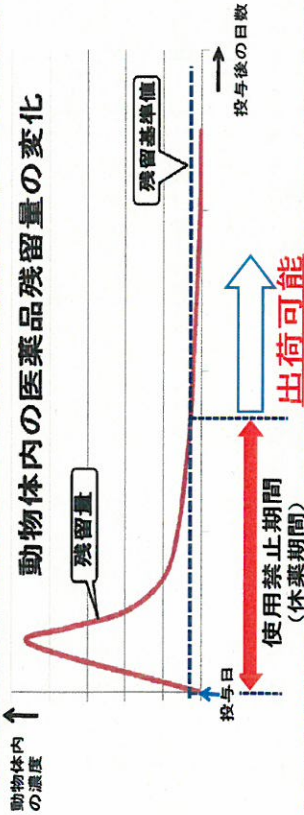
- (1) 獣医師の診断・指示に従いましょう。  
処方箋や指示書に従い**休薬期間**（出荷制限期間）を守りましょう。
- (2) 使用記録を帳簿に記載し、保管しましょう。
  - ・使用対象動物の種類、頭羽数及び特徴
  - ・医薬品の用法及び用量
  - ・使用した年月日、場所
  - ・使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵などを食用に供するたためにと殺または出荷することができる年月日

## 抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょ

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

### 使用基準を守らないと...

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。



**使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。**

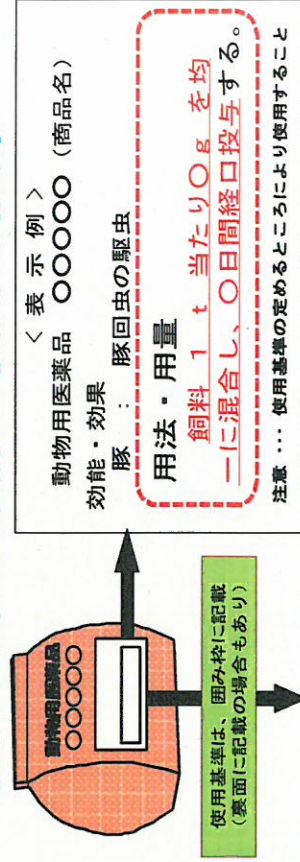
### 使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)

- > 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留(87頭分の枝肉等を回収)。
- > 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉に残留(124kg回収)。
- > 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留(自主回収も含め約101万個回収)。当該農家は廃業。
- > 腐敗病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつに残留(3t回収)。

## 2 飼料・飼料添加剤の使用について

- (1) 抗生物質や合成抗菌剤の入った飼料は使用期間・方法を守りましょう。
  - ・搾乳中の牛、産卵中の鶏、うずら、と殺前7日間の牛・豚・鶏には使用出来ません。
- (2) 飼料の原料に注意して給与してください。
  - ・肉骨粉などを原料とした飼料は、牛に給与しないでください。
  - ・対象家畜に限られている飼料は、他の家畜に給与しないでください。
  - ・化学物質や重金属など、人や家畜に**危害を及ぼすもの**を与えないでください。
- (3) 飼料の保管に注意しましょう。
  - ・**高温多湿な場所**は避け、**ネズミなどが侵入しない**ようにしてください。
  - ・**カビ・細菌等に汚染された飼料は与えない**ようにしてください。
- (4) 飼料の給与を帳簿に記録し、決められた期間保存しましょう。
  - ・使用した年月日、場所、量
  - ・使用した家畜の種類
  - ・飼料の名称
  - ・飼料を購入した年月日、購入先

## 使用基準の確認と使用の記録



**注意**：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき、上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**【例】豚**：食用に供するためにと殺する前○日間

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。
  - ①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
- ※ 医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した「動物用医薬品指示書」や「出荷制限期間指示書」がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、「**使用者の責任**」となります。

※ 帳簿の保存期間 …… 牛 8年、豚 2年、鶏 5年、ブロイラー 2年

# 家畜衛生便り

No.348 平成31年3月15日  
 徳島県家畜防疫衛生センター  
 西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
 徳島県吉野川市鴨島町麻福塚  
 TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397  
 西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
 三好郡東みよし町中庄  
 TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

## 鳥取県で捕獲された野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出

今般、環境省より、鳥取県東伯郡で捕獲された野鳥（生体）からH7N7亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが、同県鳥取市で採取された野鳥の糞便からH5N1亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨連絡がありました。

また、平成31年3月8日に岩手県紫波郡紫波町で回収されたオオハクチヨウ1羽の死亡個体について、確定検査の結果、低病原性鳥インフルエンザウイルス(H11N9亜型)が検出されており、家畜飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクが、引き続き高い状態にあると考えられます。

今シーズンの野鳥の鳥インフルエンザ検査状況等（平成31年3月13日14:00現在）

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	運伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	監視重点区域指定状況
1	岩手県	紫波郡紫波町	オオハクチヨウ	3/8回収	陽性	3/13 鳥インフルエンザウイルス (H11N9)と判明	3/8指定 3/13 14新検出	※高病原性では ない

\* 環境省HPより

**異常が認められたときは、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください！**

<連絡先>  
 西部家畜保健衛生所  
 吉野川庁舎 0883-24-2029  
 東みよし庁舎 0883-82-2397  
 家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しています。

## 家畜飼養農場における防疫対策について

今一度、本病の発生予防を徹底しましょう！

本病の予防には家畜舎への人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です！

### 発生予防対策の重要ポイント

家畜舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。今一度、**点検・確認**をお願いします！



◆これまでに念入りに、飼養家畜の毎日の健康観察を行ってください。  
 ◆異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

◎例外を作らずに必ず実施することが大切です！



集卵ラインの隙間から  
 ネコが侵入することも！  
 (農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」へ)



# 安全・安心な畜産物生産のため動物用医薬品や飼料の適正な使用に努めましょう！

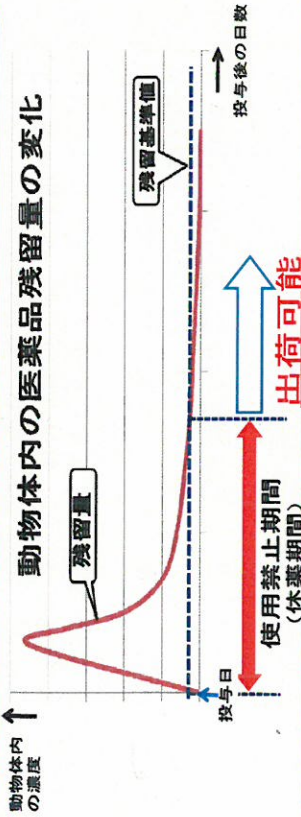
## 1 動物用医薬品の使用について

- (1) 獣医師の診断・指示に従いましょう。  
処方箋や指示書に従い**休薬期間（出荷制限期間）**を守りましょう。
- (2) 使用記録を帳簿に記載し、保管しましょう。
  - ・使用対象動物の種類、頭羽数及び特徴
  - ・医薬品の用法及び用量
  - ・使用した年月日、場所
  - ・使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵などを食用に供するためにと殺または出荷することができる年月日

## 抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょ

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

**使用基準を守らないと**……  
出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に医薬品が**残留基準値**を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。



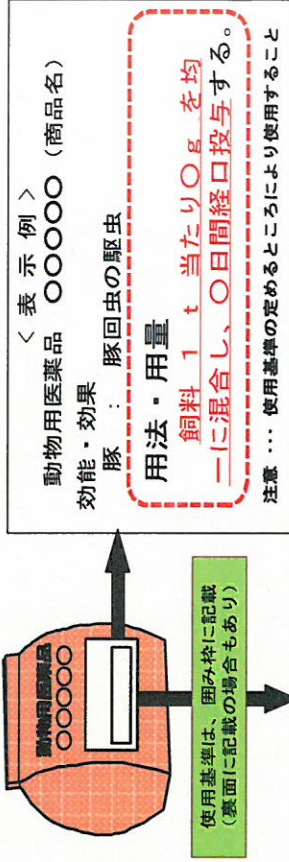
**使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。**

- 使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例（損害は農家負担）**
- > 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを軟水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉に残留（124kg回収）。
  - > 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留（自主回収も含め約101万個回収）。当該農家は廃業。
  - > 腐蛆病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつに残留（3t回収）。

## 2 飼料・飼料添加剤の使用について

- (1) 抗生物質や合成抗菌剤の入った飼料は使用期間・方法を守りましょう。
  - ・搾乳中の牛、産卵中の鶏、うずら、と殺前7日間の牛・豚・鶏には使用出来ません。
- (2) 飼料の原料に注意して給与してください。
  - ・肉骨粉などを原料とした飼料は、牛に給与しないでください。
  - ・対象家畜に限られている飼料は、他の家畜に給与しないでください。
  - ・化学物質や重金属など、人や家畜に**危害を及ぼすもの**を与えないでください。
- (3) 飼料の保管に注意しましょう。
  - ・**高温多湿な場所**は避け、**ネズミなどが侵入しない**ようにしてください。
  - ・**カビ・細菌等に汚染された飼料は与えない**ようにしてください。
- (4) 飼料の給与を帳簿に記録し、決められた期間保存しましょう。
  - ・使用した年月日、場所、量
  - ・使用した家畜の種類
  - ・飼料の名称
  - ・飼料を購入した年月日、購入先

## 使用基準の確認と使用の記録



**注意**：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき、上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品です。使用対象動物（豚）について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

【例】**対象動物**：豚 **使用禁止期間**：食用に供するためにと殺する前〇日間

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。
  - ①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
- ※ **医薬品の使用に問題がないことの証拠**になります。
  - 獣医師の発行した「動物用医薬品指示書」や「出荷制限期間指示書」がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

**未承認動物用医薬品（個人製造や輸入）の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、「使用者の責任」となります。**

※ 帳簿の保存期間 …… 牛 8年、豚 2年、採卵鶏 5年、ブロイラー 2年

# 家畜衛生便り

No.348 平成31年3月15日  
 徳島県家畜防疫衛生センター  
 西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚  
 TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397  
 西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
 三好郡東みよし町中庄  
 TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843

## 平成31年4月1日より死亡牛のBSE検査対象月齢が変わります

- ① 96か月齢以上の死亡牛
- ② 48か月齢以上の起立不能を示す死亡牛

例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛

- ③ 全月齢のBSEを疑う症状のある死亡牛

例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛



**⚠ 上記①～③については、BSE検査を行う必要があります**

\* めん山羊等のTSE(伝達性海綿状脳症)検査については、検査対象月齢12か月齢以上の死亡しためん山羊等で、変更ありません。

死亡牛には、獣医師の検案書が必要です。担当獣医師に連絡の上、検案書の作成をお願いします。

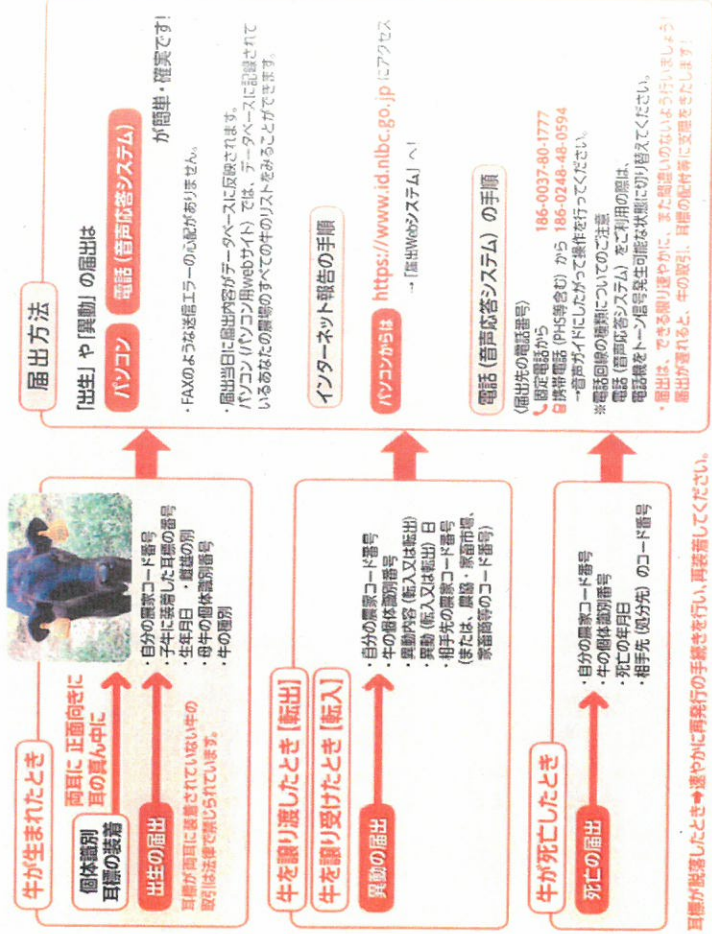
※死亡牛処理整理票に検案書を添付する必要があります。

なお、「証明書交付手数料」が、520円→1,080円へ変更となりました。併せてご留意ください。

## 牛トレーサビリティ法に基づく届出について

牛の出生や異動、死亡の届出は、速やか、かつ、正確に行ってください。

例) 死亡の年月日は、検案書の「斃死日時」と同日に。



届出した情報は、各種補助金の基本となります。詳しくは、同封のパンプレットを参照してください。

## 安全・安心な畜産物生産のため動物用医薬品や飼料の適正な使用に努めましょう！

### 1 動物用医薬品の使用について

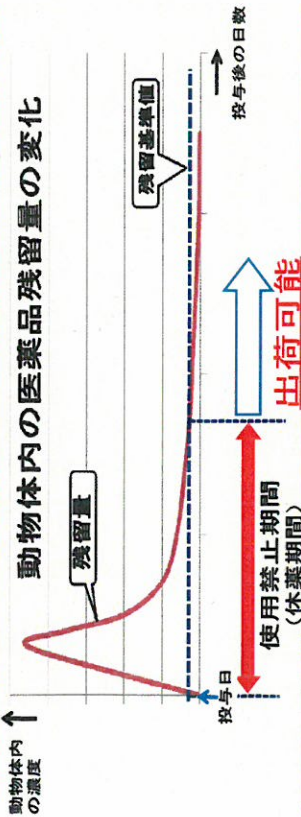
- (1) 獣医師の診断・指示に従いましょう。  
処方箋や指示書に従い**休薬期間（出荷制限期間）**を守りましょう。
  - (2) **使用記録を帳簿に記載し、保管しましょう。**
    - ・使用した年月日、場所
    - ・使用対象動物の種類、頭羽数及び特徴
    - ・医薬品の用法及び用量
- ・使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵などを食用に供するために殺または出荷することができる年月日

## 抗菌剤・駆虫薬は 使用基準を守り、正しく使いましょう

抗菌剤、駆虫薬などは、使い方、使用量、使用禁止期間（休薬期間）などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。

### 使用基準を守らないと……

出荷した乳・肉・卵・蜂蜜に**医薬品が残留基準値を超えて残留**した場合、**回収や廃棄の対象**となります。



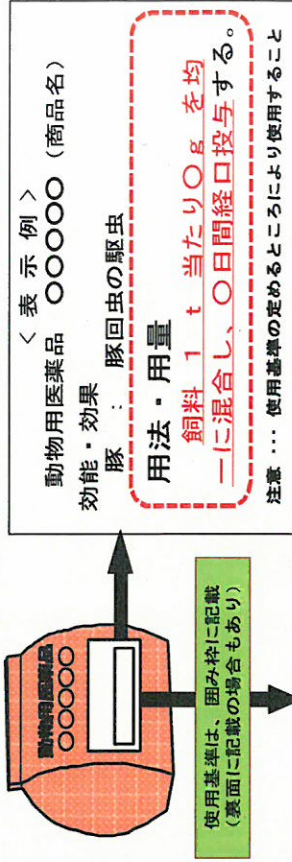
**使用基準を守って使用すれば、食べても問題のない畜産物として出荷できます。**

- 使用禁止期間や投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)**
- > 出荷前の豚に抗菌剤の入った子豚用飼料を誤って投与したため、豚肉に残留(87頭分の枝肉等を回収)。
  - > 牛に抗菌剤を飼料添加で投与すべきところを飲水投与し、休薬期間を1日短く出荷したため牛肉に残留(124kg回収)。
  - > 採卵鶏に使用できない抗菌剤を投与し、卵に残留(自主回収も含め約101万個回収)。当該農家は廃業。
  - > 腐組病予防薬を専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去できず、はちみつに残留(3t回収)。

### 2 飼料・飼料添加剤の使用について

- (1) 抗生物質や合成抗菌剤の入った飼料は**使用期間・方法を守りましょう。**
  - ・搾乳中の牛、産卵中の鶏、うずら、と殺前7日間の牛・豚・鶏には**使用出来ません。**
- (2) 飼料の原料に**注意して給与**してください。
  - ・肉骨粉などを原料とした飼料は、牛に給与しないでください。
  - ・対象家畜に限られている飼料は、他の家畜に給与しないでください。
  - ・化学物質や重金属など、**人や家畜に危害を及ぼすもの**を与えてください。
- (3) 飼料の保管に**注意**しましょう。
  - ・**高温多湿な場所は避け、ホスミミなどが侵入しないよう**にしてください。
  - ・**カビ・細菌等に汚染された飼料は与えない**ようにしてください。
- (4) 飼料の給与を帳簿に記録し、決められた期間**保存**しましょう。
  - ・使用した年月日、場所、量
  - ・使用した家畜の種類
  - ・飼料の名称
  - ・飼料を購入した年月日、購入先

## 使用基準の確認と使用の記録



**注意**：本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき、上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品ですので、使用対象動物(豚)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

【例】豚：対象動物 使用禁止期間  
食用に供するためにと殺する前〇日間

- 医薬品を使用したら、使用記録を付けて保管しましょう。  
①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
- ※ 医薬品の使用に問題がないことの証拠になります。
- 獣医師の発行した「動物用医薬品指示書」や「出荷制限期間指示書」がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

**未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、「使用者の責任」となります。**

※ 帳簿の保存期間 …… 牛 8 年、豚 2 年、採卵鶏 5 年、ブロイラー 2 年

# 広報家畜衛生

No.349 平成31年3月15日  
 徳島県家畜防疫衛生センター  
 西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎  
 徳島県吉野川市鴨島町麻植塚  
 TEL. 0883-24-2029 FAX. 0883-24-1397  
 西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎  
 三好郡東みよし町中庄  
 TEL. 0883-82-2397 FAX. 0883-82-4843  
 家畜保健衛生所ホームページ URL  
[http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014\\_022000090/](http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014_022000090/)

## みつばちの飼育にあたって

蜜蜂には家畜伝染病予防法により定められている伝染病があります。

家畜伝染病（法定伝染病）と届出伝染病に大別され、これらの病気が発症した場合には、最寄りの家畜保健衛生所まで報告する必要があります。

### 法定伝染病

- ・ 腐蛆病（アメリカ腐蛆病、ヨーロッパ腐蛆病）

### 届出伝染病

- ・ バロア病
- ・ チャヨークンダニ症
- ・ アカリリ症
- ・ ノゼマ病



蜜蜂が病気に感染すると、飼育蜂群に大きな被害が生じても被害を与えず、他の蜂群にも感染が拡げ、他の飼育者に病気の発生を予防するためには、日頃から衛生的な飼育管理を行い、蜂群を健康に保つことに心掛けて下さい。

消毒に関しては消毒薬の残留に十分注意して使用して下さい。

## 国内 法定・届出伝染病発生状況 みつばち（平成30年1月～10月分）

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		H30年 1月～10月 合計
	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	戸数	群数	
腐蛆病	0	0	0	0	2	2	6	6	3	3	2	2	1	1	7	7	9	9	11	11	41
バロア病	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	20	20	2	2	1	1	24
チャヨークンダニ症	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	42	42	6	6	0	0	49
アカリリ症	7	5	5	5	4	4	3	3	3	3	3	3	1	1	0	0	8	8	3	3	39
ノゼマ病	10	7	7	8	4	4	3	3	3	3	3	3	1	1	0	0	9	9	4	4	49
ノゼマ病	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ノゼマ病	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

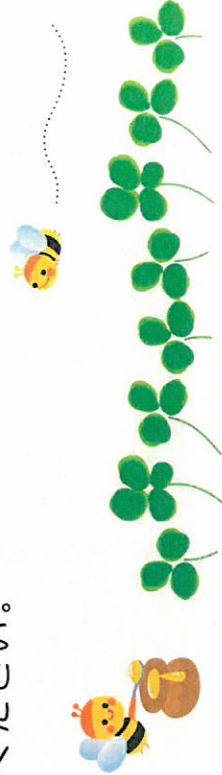
農林水産省HP 監視伝染病の発生状況より

## タイラン水溶散について

アメリカ腐蛆病の予防薬（タイラン水溶散）について、使用の自粛が解除されました。

タイラン水溶散の使用にあたっては、留意事項を遵守することが条件となります。

留意事項など詳細については、同封の資料を参照してください。



# みつばち用医薬品は 使用基準を守り、正しく使いましょ

みつばち用医薬品は、使い方、使用量、使用禁止期間(休業期間)などの**使用基準を守って使用**しなければいけません。  
**使用基準を守らないと...**

出荷した蜂蜜に医薬品が残留基準値を超えて残留した場合、**回収や廃棄の対象**となります。

使用基準を守って使用すれば、**食べても問題のないはちみつが出荷**できます。

(例)使用禁止期間が「食用に供するはちみつ及びその他の生産物の生産前14日間」である医薬品を9月25日から10月1日までの7日間使用した場合、出荷できるのは10月16日からとなります。



現在、みつばちに使用できる医薬品は以下の3製剤です。

薬剤名	使用期間	注意事項
みつばち用アピテン	7日間	投与期間や投与後14日間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
日農アピスタン	6週間以内	投与期間に蓄えられたはちみつやローヤルゼリーは食用に出荷できない。
アピパール		

**投与方法を守らなかった事例(損害は農家負担)**  
 >みつばち用アピテンを専用飼料ではなく、自家調製飼料に添加したため、飼料が巣箱内に粘着。洗浄で除去されず、ミロサマイシンがはちみつに残留(3tを回収)。

# 使用基準の確認と使用の記録

動物用医薬品 〇〇〇〇〇 (商品名)  
 効能・効果  
 みつばち: アメリカカ厲蛆病の予防

用法・用量  
**みつばちの育児箱1箱当たり、  
 本剤48gを専用飼料に均一に混  
 じ250gとしたものを育児箱内に  
 置き、7日間経口投与する。**

注意—使用基準の定めるところにより使用する  
 こと

動物用医薬品  
 〇〇〇〇〇

使用基準は、囲み枠に記載  
 (裏面に記載の場合もあり)

注意:本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品です。使用対象動物(みつばち)について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

**みつばち:食用に供するはちみつ及びその他の生産物の  
 生産前14日間**

**対象動物** **使用禁止期間(休業期間)**

- 医薬品を使用したら、**使用記録を付けて保管**しましょう。  
 ①使用年月日、②使用場所、③対象動物、④薬品名、⑤用法・用量、⑥出荷可能日
- **医薬品の使用に問題がないことの証拠**になります。  
 ● 獣医師の発行した動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書がある場合は、使用記録と一緒に保管しましょう。

未承認動物用医薬品(個人製造や輸入)の使用は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で禁止されています。また畜産物に残留した場合、回収・廃棄の対象となり、人で健康被害が発生した場合は、使用者の責任となります。